吹田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則制定の骨子案

１　制定の背景

長期優良住宅の普及の促進に関する法律が改正され、敷地面積が一定規模以上である住宅のうち、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅であって、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、その建蔽率、容積率及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて市長が許可したものについては、その許可の範囲内において、建築基準法の容積率制限を緩和することができることとなりました。

また、上記許可を求める申請書に添付する図書又は書面については、同法施行規則の規定により、市長が規則で定めることとしています。

２　制定内容

申請書に添付する図書又は書面は次のとおりとします。

⑴　次の表の右欄に掲げる事項を明示したそれぞれ同表の左欄に掲げる図書

|  |  |
| --- | --- |
| 図書の種類 | 明示すべき事項 |
| 付近見取図 | 方位、道路及び目標となる地物 |
| 配置図 | 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途、申請に係る住宅と他の建築物との別、敷地の接する道路の位置及び幅員並びに隣地建築物の用途、構造及び配置状況 |
| 各階平面図 | 縮尺、方位、間取り、各室の用途及び床面積 |
| ２面以上の立面図 | 縮尺、開口部の位置並びに外壁及び軒裏の構造及び仕上げの材料 |
| 主要断面図 | 縮尺、住宅の床の高さ、各階の天井の高さ、軒の高さ、全体の高さ並びに床、内壁及び天井の仕上げの材料並びに軒及びひさしの出 |

⑵　長期優良住宅建築等計画の認定を受けた通知書の写し

⑶　その他市長が必要と認める図書又は書面

３　施行時期

令和４年（２０２２年）９月１日（予定）